第５号　議案

定款、規定を以下の通り、変更、追加する。

定款の変更

1、 住所の変更

・現在の愛知県名古屋市中区から、協会事務局スタッフが協会運営を円滑に行う事ができる場所へ移転する。愛知県外に移転する場合は所轄庁を変更する必要がある。

・2018 年度定期総会で決議した東京移転案を廃案とし、改めて今回の決議を求める。

改正案	廃案（2018 年度決議）	現行
第 2 条 この法人は、事務所を 大阪府大阪市に置く。	第 2 条 この法人は、事務所を 東京都中央区に置く。	第 2 条 この法人は、事務所を 愛知県名古屋市中区に 置く。

・（補足）2019 年度に東京に事務所を移転する事が総会において承認されたため、書類上は「愛知県名古屋市」→「東京都」→「大阪府大阪市浪速区」の順に移すことになる。

2、 役員の解任について

・理事の業務実態に応じて、理事長が必要と認めた場合及び、監事が提言した場合において、理事会で役員の解任を決定する事ができる。

改正案	現行
第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、その役員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。 (3) 解任動議が提出されたとき。 （略）	第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。 （略）

倫理規定の変更/追加

（コンプライアンス委員会の設立）

第 14 条　　本協会は有識者からなるコンプライアンス委員会を設置するコンプライアンス委員会の機能およびコンプライアンス委員について、次の通り定める。

1. 本委員会は、協会の運営と事業の実施について、法令および定款遵守を監視し、必要に応じて助言指導を行う。
2. 委員は 2～3 名で構成するものとする。任期は定めない。ただし、協会のいかなる役職とも兼ねることはできない。
3. 委員の任命及び罷免（解任？）は理事長が行う。

定款の追加

第26条

３　理事会は、定期総会に関わって、Email や、QR コード等のデジタルコンテンツで処理することができる。デジタルコンテンツで処理できるものは以下の通りとし、電子的手段による定期総会の実施することができる。

（1）定期総会及び臨時定期総会の招集
（2）会員に向けての定期総会の資料の開示
（3）定期総会の参加の可否及び委任
（4）協会運営及び事業についての質疑
（5）評決